

# 蟹江町の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

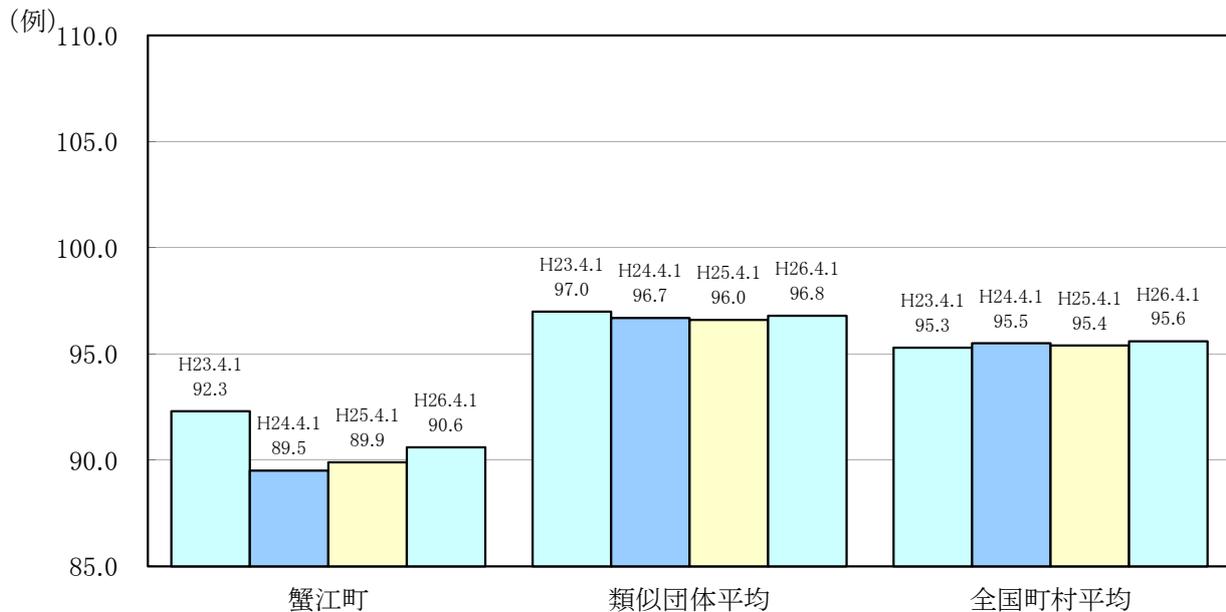
区分	住民基本台帳人口 (26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	人 37,596	千円 9,158,303	千円 410,898	千円 2,017,204	% 22.0	% 22.6

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 269	千円 904,809	千円 171,833	千円 329,972	千円 1,406,614	千円 5,229	千円 5,601

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、25年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

### (3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

### (4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均3%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

#### ①給料表の見直し

[  実施  未実施 ]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合は、その理由））

（給料表の改定実施時期） 平成27年4月1日

（内容） 給料表について、国の見直し内容と同様に引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合） 国基準6%に対し、蟹江町においても6%を支給。  
 （実施時期） 平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を上げることとし、平成27年度は4%。

（参考）

	平成26年度の支給割合	見直し後の支給割合（H30.4.1）	平成27年度の支給割合
国基準による支給割合	3%	6%	4%
蟹江町の支給割合	3%	6%	4%

③その他の見直し内容

管理職特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(5) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（26年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
蟹江町	41.9 歳	294,000 円	352,766 円	329,981 円
愛知県	42.4 歳	338,796 円	439,089 円	386,507 円
国	43.5 歳	335,000 円	—	408,472 円
類似団体	42.3 歳	316,054 円	372,370 円	347,095 円

②技能労務職

区 分	平均年齢	公 務 員				民 間			参 考 A/B
		職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
蟹江町	51.4 歳	11 人	246,100 円	264,555 円	257,818 円	—	—	—	—
うち学校給食員	51.2 歳	5 人	245,800 円	258,960 円	256,960 円	調理士	39.8 歳	270,900 円	0.96
うち自動車運転手	X 歳	X 人	X 円	X 円	X 円	自家用乗用自動車運転者	58.9 歳	271,700 円	X
うち保育所調理員	51.6 歳	5 人	238,200 円	252,640 円	251,020 円	調理士	40.7 歳	269,700 円	0.94
愛知県	52.3 歳	367 人	340,384 円	394,294 円	375,731 円	—	—	—	—
国	50.1 歳	3,119 人	287,992 円	—	326,611 円	—	—	—	—
類似団体	50.0 歳	12 人	291,276 円	317,335 円	307,380 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
蟹江町	—	—	—
うち学校給食員	4,135,900 円	3,636,900 円	1.14
うち運転手	X 円	3,432,600 円	X
うち保育所調理員	3,985,400 円	3,636,900 円	1.10

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成23～25年の3カ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

※個人が特定されるものについては公表していません。

(注) 1 「平均給料月額」とは、26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(26年4月1日現在)

区 分		蟹 江 町	愛 知 県	国
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	182,200 円	172,200 円
	高 校 卒	140,100 円	147,300 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	—	135,600 円	—
	中 学 卒	—	123,900 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(26年4月1日現在)

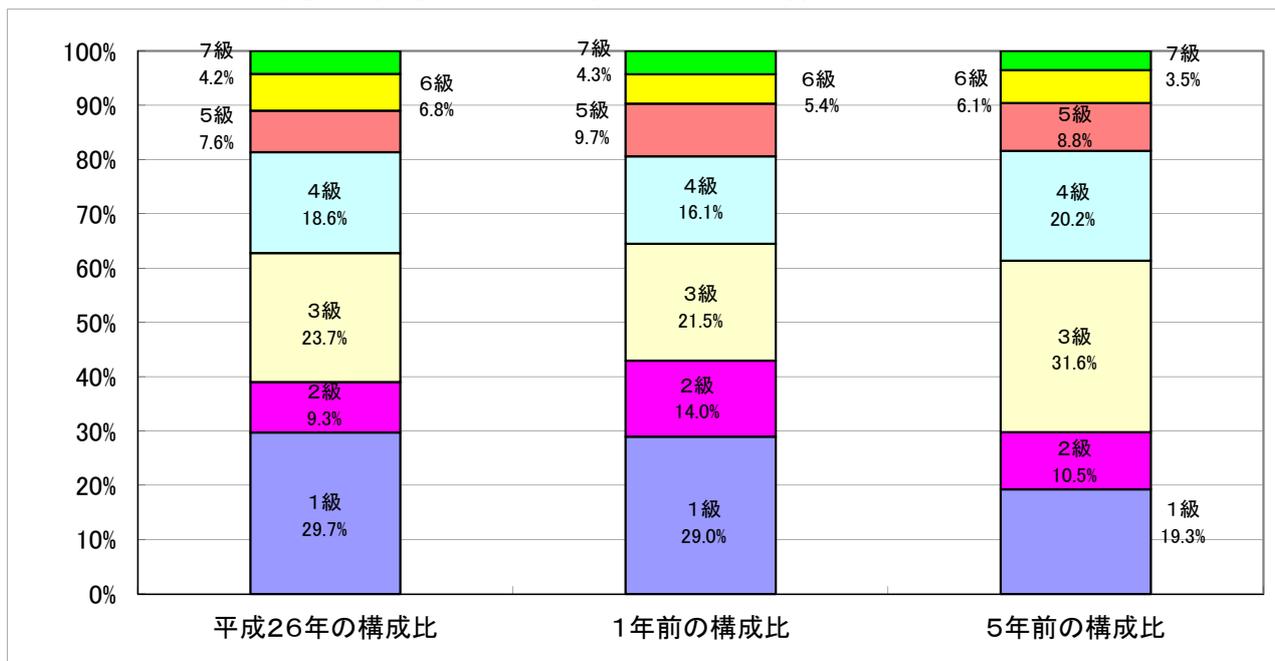
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	264,100 円	340,300 円	368,400 円	379,300 円
	高 校 卒	—	297,400 円	336,700 円	344,200 円
技能労務職	高 校 卒	—	241,500 円	246,800 円	287,000 円
	中 学 卒	—	—	—	—

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数の状況（26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	部長	5人	4.2%	366,200円	456,200円
6級	次長	8人	6.8%	320,600円	422,600円
5級	課長	9人	7.6%	289,200円	400,600円
4級	課長補佐	22人	18.6%	261,900円	388,300円
3級	係長・主査・主任	28人	23.7%	222,900円	359,800円
2級	主事	11人	9.3%	185,800円	307,800円
1級	主事	35人	29.7%	135,600円	243,700円

- (注) 1 蟹江町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



#### (2) 昇給への勤務成績の反映状況

- 勤務成績の評定の実施状況  
地方公務員法第40条に基づき、毎年2月1日を基準日として全職員に対して勤務成績の評定を実施。
- 昇給への勤務成績の反映状況  
標準以外の区分を適用せず、全員一律の昇給とした。

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

蟹 江 町	愛 知 県	国
1人当たり平均支給額（25年度） 1,305 千円	1人当たり平均支給額（25年度） 1,616 千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 3～20% ・管理職加算 4～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

##### ○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

1 勤務成績の評定の実施状況 地方公務員法第40条に基づき、毎年2月1日を基準日として全職員に対して勤務成績の評定を実施。
2 勤勉手当への勤務成績の反映状況 標準以外の成績率を適用せず、全員一律の成績率とした。

##### (2) 退職手当（26年4月1日現在）

蟹 江 町	国
(支給率) 自己都合 21.62月分 勤続20年 21.62月分 勤続25年 30.82月分 勤続35年 43.7月分 最高限度額 52.44月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%) (退職時特別昇給 無) 1人当たり平均支給額 7,136千円	(支給率) 自己都合 27.025月分 勤続20年 21.62月分 勤続25年 30.82月分 勤続35年 43.7月分 最高限度額 52.44月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%) 1人当たり平均支給額 19,167千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額である。

##### (3) 地域手当（26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）		28,501 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）		101,789 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数 国の制度（支給率）
蟹江町	3 %	280 人 3 %
地域手当補正後ラスパイレス指数		90.6
(ラスパイレス指数)		90.6

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

## (4) 特殊勤務手当（26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）		7,508 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）		76,616 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度）		35.0 %		
手当の種類（手当数）		9		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する支給単価
行旅病死人取扱手当	右記業務に従事した職員	行旅死亡人取扱いのため現場に出張し業務に従事したとき	0 千円	日額 2,000円
伝染病発生等防疫手当	右記業務に従事した職員	感染症発生、伝ば又は感染の恐れのあるとき、防疫のため現場に出張し指導消毒に従事したとき	0 千円	日額 1,000円
滞納整理手当	右記業務に従事した職員	町税及び国民年金保険料の滞納整理のため個別徴収に従事したとき	1,632 千円	徴収した金額の1,000分の5を乗じて得た額に期別納付書1枚につき50円を乗じて得た額を加えた額
昆虫駆除手当	右記業務に従事した職員	昆虫駆除に従事したとき	0 千円	日額 300円
犬猫死体処理手当	右記業務に従事した職員	犬猫死体処理に従事したとき	6 千円	1回 1,000円
不規則業務手当	消防士	不規則業務に従事したとき	2,261 千円	1夜間 500円
救急救命士手当	救急救命士	救急救命業務に従事したとき	323 千円	1回 100円
消防火災救急出動手当	消防士	火災及び救急出動に従事したとき	1,795 千円	火災 1回 300円 救急 1回 250円
保育士手当	保育士	保育業務に従事したとき	1,491 千円	日額 130円

## (5) 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	47,045 千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	195 千円
支給実績（24年度決算）	47,684 千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	276 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（25年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

## (6) その他の手当 (26年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	配偶者・・・月額13,000円 配偶者以外の扶養親族1人につき・・・ 月額6,500円 配偶者がいない場合の扶養親族1人ま で・・・月額11,000円 満16歳の年度初めから満22歳の年度 末までの子の加算・・・月額5,000 円	同		24,020 千円	214,469 円
住居手当	借家の場合・・・ 月額12,000円を超える家賃額に応 じ月額27,000円を限度に支給	同		9,937 千円	261,487 円
通勤手当	公共交通機関を利用する場合 運賃額に応じ月額55,000円を限度 に支給(6ヶ月定期券等の価格を一括支 給) 自動車等を使用する場合 通勤距離に応じて月額2,000円～ 24,500円を支給(2km未満不支 給)	同		9,948 千円	58,866 円
管理職手当	7級の者 月額79,600円 6級の者 月額66,400円 5級の者 月額59,000円 4級以下の者 月額44,400円	異	支給区分 支給額	28,230 千円	742,885 円
管理職員 特別勤務手当	管理職手当を受ける職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合に、勤務一回につき以下の金額を支給する。 7級及び6級の者 8,000円 5級及び4級以下の者 6,000円	異	支給区分 支給額	145 千円	12,083 円
休日勤務手当	祝日法による休日及び年末年始の休日において、勤務を命ぜられた職員に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を支給する。	同		3,976 千円	107,471 円
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を支給する。	同		4,000 千円	108,119 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に対して、勤務1回につき4,900円を支給する。	異	支給額	4,753 千円	73,123 円

5 特別職の報酬等の状況（26年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	町 長	895,000 円 ( ) 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 904,000 円/383,500 円	
	副 町 長	745,000 円 ( ) 円	750,000 円/478,800 円	
報 酬	議 長	410,000 円 ( ) 円	486,500 円/227,000 円	
	副 議 長	325,000 円 ( ) 円	419,300 円/182,000 円	
	議 員	300,000 円 ( ) 円	390,000 円/157,000 円	
期 末 手 当	町 長	(25年度支給割合)		
	副 町 長	2.95 月分		
期 末 手 当	議 長	(25年度支給割合)		
	副 議 長	2.95 月分		
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 町 長	895,000円×在職月数×0.414	17,785,440円	任期毎
	備 考	745,000円×在職月数×0.248	8,868,480円	任期毎

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

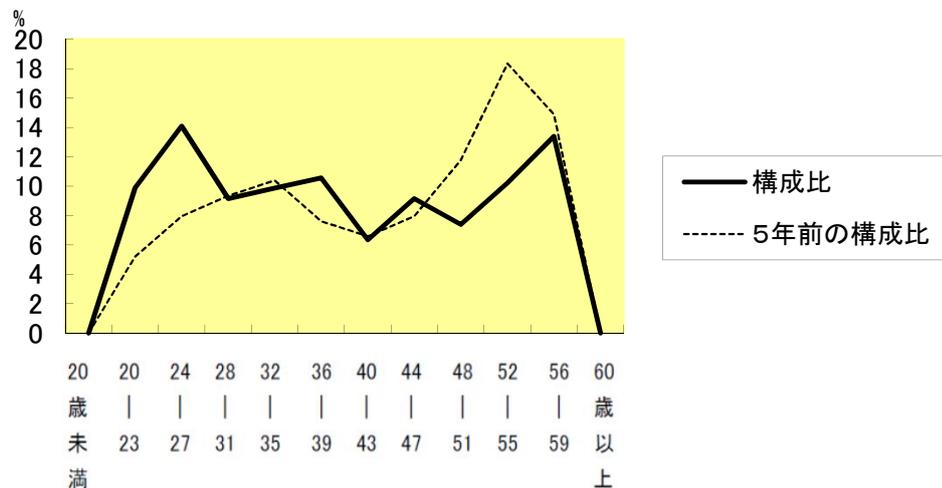
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

分	区		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			平成26年	平成25年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	3	3	0	職員配置の変更による増  欠員補充による増  商工行政強化による増
		総務	38	37	1	
		税務	17	17	0	
		民生	94	93	1	
		衛生	18	18	0	
		農林水産	3	3	0	
		商工	5	4	1	
		土木	13	13	0	
		計	191	188	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 50.80人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 51.20人)
		教育部門	28	30	▲ 2	欠員不補充
	消防部門	51	52	▲ 1	職員配置の変更による減	
	小 計	270	270	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 71.82人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 67.04人)	
公 営 会 企 業 部 等 門	水 道	4	6	▲ 2	職員配置の変更による減	
	下水道	5	6	▲ 1	職員配置の変更による減	
	その他	6	6	0		
	小 計	15	18	▲ 3		
			285 [323]	288 [323]	0 [ 0 ]	<参考> 人口1万人当たり職員数 75.81人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
2 [ ]内は、条例定数の合計である。

### (2) 年齢別職員構成の状況 (26年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	28人	40人	26人	28人	30人	18人	26人	21人	29人	38人	0人	284人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年 度	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	187	183	184	185	188	191	4 (2.1%)
教育	35	35	35	32	30	28	▲7 (▲20.0%)
消防	52	51	51	51	52	51	▲1 (▲1.9%)
普通会計	274	269	270	268	270	270	▲4 (▲1.5%)
公営企業等会計	16	18	18	18	18	15	▲1 (▲6.3%)
総合計	290	287	288	286	288	285	▲5 (▲1.7%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
25年度	千円 625,551	千円 37,917	千円 39,491	% 6.3	% 6.1

区 分	職員数	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
25年度	人 6	千円 25,880	千円 3,950	千円 9,661	千円 39,491	千円 6,582

(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
千円 6,123

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、26年3月31日現在の人数である。

##### イ 特記事項

なし

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (26年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
蟹江町	57.8歳	382,527円	548,486円
団体平均	45.0歳	342,822円	509,358円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

蟹江町		蟹江町(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(25年度) 1,610千円		1人当たり平均支給額(25年度) 1,305千円	
(25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分		(25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

##### イ 退職手当 (26年4月1日現在)

蟹江町			蟹江町(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	43.7月分	52.44月分	勤続35年	43.7月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2~45%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2~45%)	
(退職時特別昇給)	無		(退職時特別昇給)	無	
1人当たり平均支給額	0千円	X千円	1人当たり平均支給額	7,136千円	19,167千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

※個人が特定されるものについては公表していません。

ウ 地域手当

(26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)		845 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)		140,833 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
蟹江町	3 %	6 人	3 %

エ 特殊勤務手当(26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)	0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)	0.0 %
手当の種類(手当数)	0

オ 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	722 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	181 千円
支給実績(24年度決算)	549 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	137 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)
扶養手当	配偶者・・・月額13,000円 配偶者以外の扶養親族1人につき・・・月額6,500円 配偶者がいない場合の扶養親族1人まで・・・月額11,000円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子の加算・・・月額5,000円	同		799 千円	133,167 円
住居手当	借家の場合・・・ 月額12,000円を超える家賃額に応じ月額27,000円を限度に支給	同		0 千円	0 円
通勤手当	公共交通機関を利用する場合 運賃額に応じ月額55,000円を限度に支給(6ヶ月定期券等の価格を一括支給) 自動車等を使用する場合 通勤距離に応じて月額2,000円～24,500円を支給(2km未満不支給)	同		91 千円	15,167 円
管理職手当	7級の者 月額79,600円 6級の者 月額66,400円 5級の者 月額59,000円 4級以下の者 月額44,400円	同		1,493 千円	746,500 円